二　当該業務の委託を受けた者（以下この項において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

三　受託者が行う当該業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理すること。

四　受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、当該業務を委託した長期信用銀行持株会社グループに属する二以上の会社に対し、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託することその他の当該業務に係る顧客の保護に支障が生じることを防止するための措置を求めること。

五　当該業務を委託した長期信用銀行持株会社グループに属する二以上の会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る顧客の保護を図るため必要がある場合には、当該会社に対し、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をすること等の必要な措置を求めること。

2　銀行法第十三条の二ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、当該長期信用銀行が当該長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社（他の長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の子会社でないものに限る。）の子会社（当該長期信用銀行以外の長期信用銀行に限る。）との間で行う取引又は行為で、その条件が当該長期信用銀行の取引の通常の条件に照らして当該長期信用銀行に不利益を与えるもの（以下この項において「特定取引等」という。）に関し、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一　当該長期信用銀行が特定取引等を行うことが当該長期信用銀行の経営の健全性を損なうおそれがないこと。

二　当該長期信用銀行が特定取引等の条件を明確に定めていること。

第十三条の九第一項中「による」の下に「やむを得ない理由があることについての」を加え、同条第二項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十三条の九の二　長期信用銀行は、銀行法第十三条の二ただし書の規定による要件を満たすことについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　当該長期信用銀行に関する次に掲げる書面

イ　最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ　当該承認後における収支の見込みを記載した書面

三　第十三条の八第二項第二号に規定する条件を記載した書面

四　第十三条の八第二項第二号に規定する条件の決定が取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する取締役会の議事録

五　その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2　金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした長期信用銀行が第十三条の八第二項に掲げる要件の全てに該当するかどうかを審査するものとする。

第十五条の二第四項第一号中「おいて」の下に「臨時に」を加え、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条に次の一項を加える。

5　銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　長期信用銀行の無人の営業所において臨時にその業務の一部を休止する場合

二　休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

第十五条の二の次に次の一条を加える。

（長期信用銀行による長期信用銀行グループの経営管理の内容等）

第十五条の二の二　銀行法第十六条の三第二項第一号に規定する方針として内閣府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

一　長期信用銀行グループ（法第十七条に規定する長期信用銀行グループをいう。以下この条において同じ。）の収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

二　災害その他の事象が発生した場合における長期信用銀行グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2　銀行法第十六条の三第二項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、当該長期信用銀行における当該長期信用銀行グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3　銀行法第十六条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該長期信用銀行グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における長期信用銀行グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官が指定したものに限る。）の再建計画を策定し、及びその適正な実施を確保することとする。

第十六条の見出し中「第十六条の三第一項」を「第十六条の四第一項」に改め、同条第一項中「第十六条の三第二項」を「第十六条の四第二項」に改める。

第十六条の二第一項中「第十六条の三第二項ただし書」を「第十六条の四第二項ただし書」に改める。

第十六条の二の二第一項中「第十六条の三第四項第一号」を「第十六条の四第四項第一号」に改め、同条第二項中「第十六条の三第四項第五号」を「第十六条の四第四項第五号」に改め、同条第三項中「第十六条の三第四項第六号」を「第十六条の四第四項第六号」に改める。

第十六条の二の三中「第十六条の三第八項」を「第十六条の四第八項」に改める。

第十八条の二第一項第一号イ中「組織」の下に「（当該長期信用銀行が他の長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の子会社でない場合にあつては、当該長期信用銀行の子会社等（銀行法第十三条第二項に規定する子会社等（銀行法第二十一条第一項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう。）の経営管理に係る体制を含む。）」を加え、同項第三号(11)中「第二十一条第九号及び第二十一条の二第九号」を「第二十一条第一項第九号及び第二十一条の二第一項第九号」に改める。

第二十一条第十一号中「をいう」を「をいい、長期信用銀行業高度化等会社を除く」に、「次条第十号及び第二十二条第九号」を「次条第一項第十号及び第二十二条第一項第九号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十一の二　合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行が当該合併により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第四条の八第一項第四号に掲げる書面

第二十一条第十二号中「次条第十一号及び第二十二条第七号」を「次条第一項第十一号及び第二十二条第一項第七号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第十三条の二第三項の規定は、前項第十一号の二及び第十三号に規定する議決権について準用する。

第二十一条の二に次の一項を加える。

十の二　当該会社分割により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第四条の八第一項第四号に掲げる書面

第二十一条の二に次の一項を加える。

2　法第十三条の二第三項の規定は、前項第十号の二及び第十三号に規定する議決権について準用する。